不燃化促進区域内で既存建築物の除却を 希望する方は助成金が受けられます。(ବ和3年4月現在)

対象地区

(全地区対象:注意事項③)

補助83号線南地区、補助83号線北地区、

補助73号線沿道地区、補助86号線志茂地区、

補助86号線赤羽西地区、補助81号線沿道地区、

補助 85 号線沿道地区、地区防災道路志茂地区 (注意事項④)



助成を受けられる方

住民税(企業者等は法人住民税)を納めている対象建築物の所有者または当該建築物のある土地の所有者のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 個人
- ② 中小企業である法人(個人)
- ③ 病院や学校などの公益法人

注:中小企業とは

小売業は資本金5千万円以下並びに従業員50人以下、サービス業は資本金5千万円以下並びに従業員100人以下、卸売業は資本金1億円以下並びに従業員100人以下、それ以外の事業は資本金3億円以下並びに従業員300人以下の会社又は個人です。

助成の対象となる建築物

次のいずれかに該当する建築物およびそれに付随する工作物

- ① 耐火建築物または準耐火建築物以外の建築物
 - ※平成4年6月25日(準耐火建築物の規定の改正日)までに着手した木造建築物などが対象。詳しくはお問い合わせください。
- ② 昭和 56 年6月1日時点の建築基準法施行令の適用を受けていない建築物

助成金額

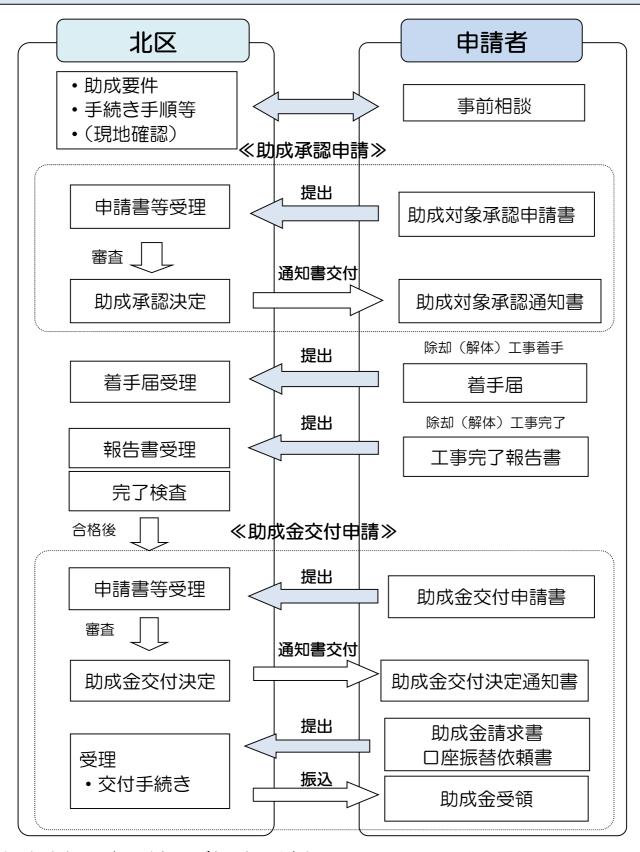
次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とする。

- ① 実費額
- ② 毎年度公表される国単価に当該建築物の延べ面積(建物登記簿謄本等に記載されている面積)を乗じた額
- ③ 160万円

注意事項

- ① 宅地建物取引業者が不動産販売のために行う除却は対象となりません。
- ② 国、地方公共団体等から同種の補償・助成等を受けている場合は対象となりません。
- ③ 不燃化特区内における老朽建築物除却支援の対象となる場合は、都市防災不燃化促進事業による除却の助成金の対象になりません。
- ④ 前③に係わらず、地区防災道路志茂地区において、不燃化特区の壁面線後退奨励金を受ける場合は、都市防災不燃化促進事業の除却の助成対象となります。

手続きの流れ



※必ず除却工事の前にご相談ください。

除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】北区役所 まちづくり部 まちづくり推進課

03-3908-9154

十条・王子まちづくり担当部 十条まちづくり担当課 03-3908-9162

【URL】http://www.city.kita.tokyo.jp/machisuishin/jutaku/toshikekaku/bosai/funenka.html ※地区防災道路志茂地区のみ下記 URL になります

刊行物登録番号 2-2-136

●都市防災不燃化促進事業(除却助成)添付図書一覧

添付図書は、下記に示すほか区長が必要と認めるもの。

- ① 助成対象承認申請(正·副)
 - ※ハウスメーカー等が窓口代理申請する場合、委任状が必要です。
 - 案内図
 - ・対象建築物の登記簿謄本(原本)など
 - ・土地登記簿謄本(原本)(対象建築物のある土地の所有者が除却をする場合)
 - ・建物所有者全員の除却等に対する承諾書 及び 助成金受理等に関する委任状 (土地の所有者または対象建築物の所有者 (二親等内) の代表者が除却をしようと する場合)
 - ・除却工事費の見積書
 - ・住民税(中小企業者等は、法人住民税)納税証明書(原本)など(申請する日が属する年度の前年度分。)
 - ・除却前の対象建築物の写真
- ② 変更承認申請(正・副)
 - ・変更に関する図書のみ添付する

添付図書

- ① 工事着手報告
 - ・工程表
 - ・除却工事請負契約書等のコピー(除却工事と建築工事が一体の契約の場合は、除却 工事費の内訳を明記した建築工事請負契約書でも可)
- ② 工事完了報告
 - 工事完了後の写真
- ③ 助成金交付申請
 - 案内図
 - ・領収書のコピー
- ④ 助成金請求
 - ・口座振替依頼書(助成金交付申請書及び助成金請求書と同一の印鑑を使用すること。 申請者名の口座とすること。)
 - ・委任状 (申請者が複数の場合に添付すること)

申請書提出先

北区まちづくり部まちづくり推進課 TEL 03(3908)9154

北区十条・王子まちづくり推進担当部十条まちづくり担当課 TEL 03(3908)9162